

## 協同労働の協同組合法（仮称）の制定を求める意見書

近年の労働環境の大きな変化は、ワーキングプアやネットカフェ難民といった新たな貧困層を生じさせるなど、働くことに困難を抱える人々を増大させ、社会問題となっている。また、障害を抱える人々や社会とのつながりをつくれない若者など、働きたくても働けない人々の増加は、我が国全体に共通した課題となっている。

こうした中、働く者や市民が協同で出資し協同の経営で働く協同労働を旨とする協同組合は、働くことを通じて人と人とのつながりを取り戻し、コミュニティの再生を目指す活動を続けており、社会問題解決のための手段の一つとして大変注目を集めている。

しかし、現在、この協同組合は法的根拠がないため社会的に十分認知されておらず、団体として入札、契約ができない、社会保障の負担が働く個人にかかる等の問題があり、法制化が望まれている。

よって、国におかれては、社会的連帶の中で就労機会を創出し社会に参加する道を開く有力な制度として、協同労働の協同組合法（仮称）を速やかに制定するよう強く要望する。

ここに横浜市議会は、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年3月26日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣  
厚生労働大臣  
経済産業大臣

）  
あて

横浜市議会議長

川口正寿